

会議録

会議の名称	平成20年度 第4回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成21年2月16日（木曜日） 13時00分から15時10分まで
開催場所	田無庁舎501会議室
出席者	（出席者） 森田会長、猪原委員、神山委員、吉瀬委員、清水委員、古川委員、松島委員 （欠席者） 相田委員、梅村委員、齋藤委員、阿委員、栗原委員 （事務局・職員） 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下、子育て支援部主幹 鈴木、 保育課長 大久保、児童青少年課長 斉藤、子ども家庭支援センター長 西谷 事務局（子育て支援課調整係 萩原、倉本、矢部）
議題	1 審議 西東京市子育て子育てワイワイプラン（後期計画）及び西東京市次世代育成行動計画（後期計画）について （1）計画期間の見直しについて （2）見直しの視点について （3）見直しの作業について 2 報告 （1）西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書について （2）西東京市次世代育成支援行動計画ニーズ調査について （3）子どもヒアリングについて（青少年問題協議会・子どもの権利に関する条例策定委員会合同ヒアリング） （4）子育て支援部各課より
会議資料の名称	1 西東京市子どもの権利に関するアンケート調査報告書 2 西東京市次世代育成支援行動計画ニーズ調査に係るアンケート調査票 3 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（抜粋） 4 見直しの視点 5 西東京市子育て・子育てワイワイプランの見直しについて（答申） 抜粋 6 スケジュール（案） 7 中学生ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名	森下子育て支援課長
発言内容	ただいまより子ども福祉審議会を始めさせていただきます。

まず、専門委員（市民委員）2名の委嘱を行いたい。専門委員（市民委員）については、今後ご審議いただく子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画の後期計画の策定に向けて委嘱を行うものです。市長は議会中のため、部長が代理で委嘱する。

二谷子育て支援部長

専門委員（市民委員）委嘱

森田会長

専門委員（市民委員）の委嘱があったので、審議会委員の自己紹介と専門委員（市民委員）の自己紹介、子育て支援部職員の紹介から始めたい。

各委員自己紹介

専門委員（市民委員）

子育て支援部職員紹介

森田会長

本日は、会議次第4の報告から先に始め、その後、審議に入っていきたい。

報告の方は、まず、子どもの権利に関する条例策定委員会の方の状況の報告と合わせて、子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書について報告をしてもらいます。

その次に、次世代育成支援行動計画の後期計画の策定についてですが、前期計画を評価して、そして後期計画をどう作るのかというところで1年間作業をしていかなければならない。この作業をするために今回、専門委員（市民委員）を委嘱したわけです。後期計画の策定について、進捗も含めて報告をしてもらいます。

後期計画の策定も条例の策定も、子どもたちの健やかな育ちというところが目標にきちんと位置づかなければならないものなので、その点、西東京市の子どもたちが一体どんな状況にあるのか？そしてどのような意見や考えを持っているのかということを知るために、現在子どもヒアリングをさせていただいている。これについて報告をしてもらい、最後に各課より報告をってもらうことにしたいと思います。

今日の審議は、次世代育成支援行動計画について。あまり馴染みのないものかもしれませんが、簡単に言ってしまうと、日本の少子化が顕著になり、少子化を克服するために、国が特別の法律をつくりまして、10年間を行動計画の期間と位置づけた。その間に少子化を克服するんだということを国が考えたわけですが、中々うまくいかない。それを具体的に各基礎自治体に落として計画をつくるということと、もうひとつ重要な計画の柱は、事業者たちが事業主として計画を作っていく、この二つの計画を元に、この国全体の少子化問題を考えていく、そして少子化問題を考えることによって、しいては、次世代をどう育成していくのかということ国民的な課題として考えていくということで各自治体にこの政策を義務付けたわけです。ですから次世代育成支援行動計画というのは、ある意味では自治体の次世代を育成するという骨格になっていくものです。西東京市の場合は、次世代育成支援行動計画を作る前に、すでに西東京市子育て・子育てワイワイプランという、子どもたちの育ちと子育てに関する総合計画を持っていたわけです。したがって、西東京市子育て・子育てワイワイプランと次世代育成支援行動計画とはほぼ同じ骨格のものとしています。ただ、実施時期、年度が違ってしまっている。そのあたりをどうしていくのかということをお皆さんに審議していただきたいと思います。また、国の次世代育成支援行動計画は国に報告すべき量的な指数、目標事業量が出ている。ワイワイプランの方は、もう少し枠を広げて、西東京市全体の子どもたちの育ちだとか、子育て、年代の幅等を考えているので、そういう意味では、次世代育成支援行動計画よりも若干広めの枠組みでできている。このあたりをどう調整するかということも少し議論しなければなりません。

では、報告からお願いしたい。

森下子育て支援課長

平成19年11月にいただいた中間答申にもとづいて、子どもの権利条例策定委員会を平成20年1月に立ち上げた。これまで毎月開催し会議を順調に進めてきた。内容は意識アンケート調査について、子どもヒアリングについて、市の既存の相談機関の検証を進めてきた。

森田会長

この審議会から子どもの権利条例策定委員会に出席をされている委員の方々からも感想をお願いしたい。

古川委員

「子どもの権利」という言葉からスタートすると、「子どもに権利、そんなことわざわざやる必要があるのか？」というような意見も出やすい、大変難しいところがあるのかなという思いもありましたけれど、会議に出席をし、また勉強を重ねていく中で、だからこそ必要なんだという思いをますます強くしています。アンケートの結果からも、世代間のギャップ、前回のアンケートとのギャップなど、細かく見ていくといろいろな課題が見えてくる。それについてこれから詰めていきながらより良いものをつくっていきたいと思っています。宿題が出るような厳しい委員会ですが、一步一步進んでいるのかなと思います。

森田会長

このアンケート調査報告書は、全国の子どもたちと比べて西東京市の子どもたちがどうかということと、また以前に実施したアンケート調査と比較ができるような形になっている。条例とは、大人たちが目指すひとつの枠組みである。

猪原委員

条例策定委員会のこれまでの審議の進め方には二つの大きな流れがある。ひとつには基礎的な調査がある。アンケート、子どもヒアリング、現行の相談・救済の仕組みの検証などである。もうひとつは各自治体の資料を集めることだと思われる。各自治体の条例をみると、表現や条文の構成などが、かなり似ているものが見受けられる。その中で、西東京市にふさわしい子どもの権利に関する条例とはどんなものなのかということを探って行きたい。基礎的な調査や資料集めはほぼ終わりに近づきまして、そろそろ条例の素案を考えようかという段階に来ています。まだ具体的なものは出ていないが、今回は各委員からそれぞれ条例についてこう考えるというようなもの、骨格みたいなものを出しあったところです。私自身は、他の自治体と少し違うものが出せる部分があるのかなという感想を持っているところと検討をしているところです。

神山委員

アンケート調査は、学校現場からはドキッとするような結果もあった。西東京市の子どもたちの本音というものが感じ取れたなということで、すごく参考になっています。条例の策定については、西東京市の市民が西東京市の子どもたちをこう見ているのですよという、子どもに対する市全体の愛情みたいなものが出てくれば良いと思います。

森田会長

この意識アンケート調査について、学校現場でも議論してもらいたい内容が多くある。

神山委員

人権教育は、教育全体、学校全体で携わっていかなければならない問題。西東京市の学校では人権教育の基盤の強化、重点化としてこういうものを使っていきますよということになれば、それぞれの学校で活用していくことができるのかなと思う。

森田会長

何年かに1度このような子ども調査をして、子どもたちの育ちがどうなっているのかということ行政としてもしっかりと評価をして、政策や取り組みを見直していくといことは大事なことだろうと思います。

では、アンケート調査報告書について説明願いたい。

事務局

西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査の概要について説明

森田会長

子ども施策の中には、予防的な部分があったり、また実際に救済していかなければならない部分もあって、子ども施策は本当に幅が広いと言える。

いわゆる健全育成型で全体を対象にした普遍的一般的な施策が必要なものと、これとは別

にピンポイントで救済が必要な子どもに関しての対応をしなければいけないものがある。

救済というものは、本人が言ってくれなければ中々救済に行かれないというようにしくみではやはり限界がある。子どもの場合には、周りで誰かが、不適切な養育、不適切な行為がなされた場合、そこを救済するしくみがないと子どもたちの場合には助けてあげることができないという問題があります。そういう意味で、予防的な相談、最終的な救済のところまでどうできるかという問題と、それから実践の場面では、どう子どもたち自身の主体的な参加というものを促せるのかという問題と、そして、西東京市の場合には子どもの居場所というものを沢山作ってきていて、そういう意味では他の自治体にはない取組みをしてくれています。こういったことも含めて、このデータを有効につかってもらいながら、条例の方でどうこれを生かすかという問題と、具体的な計画の方でどう生かすかという問題、このあたりのコミュニケーションをとって、うまく子どもたちや大人のご協力が生きるような形で検討していきたいと思います。

次に、次世代育成行動計画のニーズ調査について説明していただきたい。

事務局

就学前児童（0歳～5歳）1,500名、就学児童（6歳～12歳）1,500名、25歳～29歳の若者世代1,000名に対してニーズ調査、意識調査を1月に実施した。

就学前児童と就学児童のアンケートの内容は、国の指針どおりとしているが、追加項目については前回の審議会での審議を踏まえ、会長と相談のうえ、妊娠・出産・子育ての流れの中でどのような感想を持ちどのような支援を必要としたか等の設問を追加した。

現在までの回収率は、就学前児童は47.6パーセント、就学児童は43.7パーセント、25歳から29歳世代は27.4パーセントであった。

現在集計、分析作業をすすめており、結果が3月末に出る予定であるので今後の計画策定の参考としていただきたい。

森田会長

調査について、クロス集計として追加項目をあげたい場合は？

事務局

各自治体とも日程的に大変厳しい状況である。結果が出てくるのは3月末になる。

この調査の内容は、主に事業の認知度、利用度、満足度を調査し、8月に東京都に報告する目標事業量の算出の資料にできるようになっている。結果をデータでも納品してもらうのでそれを使うことはできると考えている。

森田会長

このことについてご意見があれば今月中に市の方に出していただきたい。

次に、子どもヒアリングについて報告をお願いします。

事務局

子どもの権利に関する条例策定委員会の方で子どもヒアリングを実施していますので報告をします。春にアンケート調査を実施しましたが、もう少し掘り下げて子どもたちに聞いてみたいことなどについて、これまで何度かヒアリングを実施してきました。前回の審議会では11月8日、9日の市民祭りでのヒアリングについて報告をしたところですが、その後2回実施をしています。ひとつめは、11月28日に、青少年問題協議会との合同ヒアリングとして中学生ヒアリングを実施しました。もうひとつは、1月15日に、児童養護施設の聖ヨゼフホームに行き小学生向けのヒアリングを実施しました。今日は資料がまとまっている青少年問題協議会と合同で実施した中学生ヒアリングについて報告をします。

中学生ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について説明

継続的な意見の聞き取りの場がほしいという声が多かった。

今後の子どもヒアリングの予定は、子ども日本語教室、さざんかクラブ（障害児の放課後活動）、聖ヨゼフホームのグループホーム（3箇所）と中学生・高校生向けのヒアリングを実施していく。

森田会長

計画策定と条例策定につながっていくヒアリングなので、今後、専門委員 2 名にも参加してもらおうということは可能ですか？

事務局

ヒアリングの内容によっては可能だと思われる。

森田会長

ヒアリングに行くときの体制は？

事務局

子どもの権利条例策定委員会のヒアリング部会 4 名と事務局で出かけていく。

森田会長

条例策定でヒアリングをしている。今後、計画策定でもヒアリングをする。同様のことを 2 つのところでやってもしかたがない。ヒアリングの中に計画に取り込まなければいけないものがどういう形で出てきているのかということをごちらとしては見極めなければならない。ヒアリングをしていく中で、条例に盛り込むべきものと、計画に盛り込むべきものを見極める必要があるかなと思う。そのあたりのすり合わせをしなければならないと考えています。子どもたちの意見とか、子どもたちの様子だとか、言葉などから、どう大人たちがそれをキャッチしていくか、そこのところがとても大事だと思う。条例策定でのヒアリングとジョイントすることを検討していただきたいと思います。

障害のあるお子さんのところは、お子さん自身にヒアリングする手法を持っているのか？

事務局

まず保護者へのヒアリングをし、その後子どもへのヒアリングをすることを検討中です。

森田会長

ヒアリングの日程が決まったら皆さんにお知らせください。

次に、子育て支援部各課からの報告をお願いします。

森下子育て支援課長

子育て支援課より。21 年度の予定として、子どもヒアリングを実施しつつ、条例の骨子を策定し、夏に審議会にお示しする。その後、子どもの権利に関する条例を条例案として仕上げたい。

子育て支援計画と次世代育成支援行動計画を 21 年度中に仕上げる。予算審議はこれからだが、専門の委託業者をお願いし、効率的に進めていきたいと考えている。

義務教育就学児医療助成事業については 10 月から自己負担分についての制度変更が予定されている。

大久保保育課長

保育課より。待機児の解消が大きな課題となっている。老朽化した保育園を建て替えて、入所枠を拡大し、待機児の解消につとめている。今年度は西原保育園を建て替えている。4 月から定員が 20 名増えることになる。今後の予定は、21～22 年度にかけてすみよし保育園を建て替えて 23 年 4 月にリニューアルオープンをする。それからやはり 21～22 年度にかけてひばりが丘団地内に新たな保育園を設置する。児童館、学童クラブとの複合施設になる。田無乳児保育園との統合になるが約 80 名の定員増となる。

認証保育所は、保育園の建て替えとともに待機児解消の 2 本柱として積極的に新規誘致を進めている。今年度 2 園の開設予定であったが、1 園の開設になりそう。どうしても 1 園が開設できないかということ、駅近くの物件は当初の建築確認以降に増築をしていたりして保育所としての用途変更ができない、違法建築の物件が多い、物件探しに苦慮しているところである。いま駅の改札口から 5 分以内であれば開設準備補助金が出る。都と市あわせて 3000 万円が上限である。確定ではないが、改札口から 5 分以内という条件を緩和しようという動きがあり、都の要綱の見直しがあれば大変ありがたいと考えている。

地域子育て支援センターを併設した基幹型保育園については 5 園の開設を目指して取り組んでいる。これまで 3 園を開設し、来年度 4 園目としてやぎさわ保育園に地域子育て支援センターを併設し基幹型保育園とする予定。23 年度にすみよし保育園が建て替えとなります。

ので、あわせて基幹型保育園とする予定。

保育園の民間委託については、平成 18 年から民間委託に取り組んでいるが、おおむね 10 年で 17 ある公立保育園のうち 7 園を民間委託しようということで、18 年、19 年と 1 園ずつ民間委託をしまして、この 4 月からは下保谷保育園の運営を民間委託する。民間委託については、実績のある社会福祉法人に委託することが決まっており、現在引継ぎ保育を進めている。今後の民間委託の予定は、23 年度にほうやちょう保育園、同じく 23 年度にひばりが丘団地内保育園の民間委託を予定している。

斉藤児童青少年課長

児童青少年課より。現在、児童館の再編成について検討を行っている。市を 4 ブロックに分けて、ブロック内の児童館の機能を、拠点型、地域型、特化型に区分し、それぞれの特性及び役割を担う施設として再編成していくことを考えている。案がまとまり次第、子ども福祉審議会に諮問をしていく予定。いま建て替えの進んでいるひばりが丘児童館と下保谷児童館については、特化型児童館として青少年の居場所機能に特化したものを予定している。運営については、学童クラブも含めて民間活力の導入を検討している。ひばりが丘児童館は、いま仮設児童館に移り 23 年 2 月頃オープン予定。下保谷児童館はいま仮設児童館を作っており 22 年秋頃オープン予定。

学童クラブについては民間委託を推進しており、現在 4 クラブを NPO 法人へ委託している。民間委託した学童クラブ利用者の満足度調査を行っており、本日夜、評価の会議を行う予定。今後建て替えるひばりが丘学童クラブと下保谷学童クラブを民間委託していく予定。大規模学童クラブの解消について、いま国の方から 21 年度を最後に 71 人以上の大規模学童クラブに対する運営費補助金を打ち切ると言われている。来年度大規模学童クラブになりそうなのは、田無第二学童クラブ、ひばりが丘学童クラブ、けやき学童クラブである。田無第二学童クラブについては一部が田無学童クラブに移ることで大規模学童クラブの解消ができる。ひばりが丘学童クラブについては 4 月から 2 クラブとなるため大規模学童クラブの解消ができる。けやき学童クラブについては、来年度西原児童館に併設して学童クラブをつくる予定で、22 年度からは大規模学童クラブの解消ができる。

西谷子ども家庭支援センター長

要保護、虐待の相談を相談を受けているが、就学前の乳幼児に関する相談が多い。小学生、中学生、高校生には、まだまだ、のどかが知られていないので認知度を上げるためにも、学校などにカードなどを置いてもらったりして、周知につとめたいと考えています。

子育てひろば事業については、のどか広場もピッコロ広場も利用度は高い状況。ここでさらに、父親支援、父親交流も進めていきたい。また、妊産婦と先輩ママとの交流事業など、子育てひろばを活用した事業をすすめていきたいと考えている。

母子保健係では、虐待の予防の観点もあるが 4 ヶ月までの赤ちゃんの家庭に全戸訪問する「こにちは赤ちゃん事業」を開始している。90 パーセント以上の訪問実績があるが、養育困難などの困難ケースについては、正職員での対応をしていきたい。

また、お母さんたちのいろいろな相談を承る母子健康教育相談事業においては、1 歳から 2 歳児の幼児の虐待が多いので、特に対象を絞り、1 歳児クラスから 2 歳クラスについて力を入れていきたいと考えています。

森田会長

それでは審議にうつる。

事務局

計画期間について。ワイワイプランと次世代育成支援行動計画の終了年が 1 年ずれている。ワイワイプランの計画期間を 1 年延伸し、次世代育成支援行動計画の終了年と合わせたいと考えている。

また、計画見直しの視点については、資料のとおり例を考えてみた。このあたりも少し考えながら今後の計画の見直しをしていくことになると考えている。

見直しの作業については、今後業者委託をして、業者をうまく使いながら作業を進めて

いくことになると考えている。ヒアリングについては、業者、市、市民委員とが連携して出かけていくことになると思うが、そのあたりのことも少し考えておく必要があると考えている。

森田会長

見直しの視点と見直しの作業については、今後の作業の進め方などを決めてからでないと議論できないので、今日の審議内容とはせずに、次回以降に審議をすることにするが、基本的なところはワイワイプランの理念を踏襲し見直すことはしない。ただし事業については、前期計画の中で問題があったり、不足していたりするものについて、この段階で抜本的に見直してみることが必要で、そのことについては各現場から課題・問題をあげていただくと同時に、市民の方々からさまざまな意見を頂戴しながら後期計画を見直すというスタンスでやっていきたいと思えます。

それでは計画期間の見直しの審議に入る。ワイワイプランと次世代育成支援行動計画の終了年を合わせるということについて。ワイワイプランは、市の上位計画である基本計画と終了年が揃っている。この点について説明いただきたい。

森下子育て支援課長

10ヵ年計画の枠組みを大きく変えることなく、年次の延伸を考えている。

森田会長

次の市の基本計画が26年度から開始するとすれば、ワイワイプランだけ、古いものをそのまま引きずるのはいかななものか。足かせになりはしないか。

猪原委員

国の計画に合わせる必要性はあるのか。

森下子育て支援課長

計画が2本あるわけではなく、ワイワイプランに次世代育成支援行動計画が包含されている状態である。次世代育成支援行動計画は法でも担保されており、後期の次世代育成支援行動計画を決めた時点で、ワイワイプランと同じ内容の次世代育成支援行動計画が26年まで決まってしまうことから、ワイワイプランの次回の見直しも27年度から開始とするのがいいのではないかと。

森田会長

考え方としては「ワイワイプラン」イコール「次世代育成支援行動計画」という認識ですね。その方がわかりやすい。今まではワイワイプランというものがあいつながら次世代育成支援行動計画の期間がずれているためにイコールにならなかった。でも多くの自治体はイコールなんです。西東京市は律儀に次世代育成支援行動計画を別冊で作っているが、中身はワイワイプランと同じものである。そういう意味では、ここで計画期間を合わせて「ワイワイプラン（次世代育成支援行動計画）」と呼ぼうということですね。そういう理解であればわかりやすい。

26年からの次の基本計画策定時には、いかにこの審議会で審議したことをしっかりと基本計画に入れてもらうように要求していくか、そのことが重要。上下の関係ではなく、この審議会が主体性を持って子どもの福祉を考えていく第一の機関であるという立場を堅持してほしい。

計画期間の見直し、26年までの延伸については、承認するというところでよろしいか。

全員

承認

(以上にて終了)